

令和 6年 7月 31日

伊藤忠連合健康保険組合
理事長 大喜多 治年

諸規程の一部変更について

当組合、諸規程の一部を次のとおり変更する。

1.事務検査及び監査規程、監査報告書

新旧対照表																																																																												
新	旧																																																																											
<p>(監事) 第2条 1～2 略 3 監事の選挙執行に関して必要な事項で、この規程に定めのない事項に関しては、理事及び理事長選挙執行規程を準用する。</p> <p>(監査の内容) 第4条 監査は、<u>組合業務の適正かつ効率的な実施の観点等組合の事業全般について厳正に行い、特に次の事項を重点として実施するものとする。</u></p> <p>(組合会の検査) 第7条 検査は、監事からの報告等により組合会として検査する必要がある場合、その都度委員を<u>選任</u>しこれを行う。</p> <p>附 則 この規程は、令和4年6月1日から施行する。 <u>この一部改正規程は、令和6年6月1日から施行する。</u></p>	<p>(監事) 第2条 1～2 略 3 監事の選挙執行に関して必要な事項で、この規程に定めのない事項に関しては、<u>組合理事及び理事長選挙執行規程</u>を準用する。</p> <p>(監査の内容) 第4条 監査は、組合の事業全般について厳正に行い、特に次の事項を重点として実施するものとする。</p> <p>(組合会の検査) 第7条 検査は、監事からの報告等により組合会として検査する必要がある場合、その都度委員を<u>設置</u>しこれを行う。</p> <p>附 則 この規程は、令和4年6月1日から施行する。</p>																																																																											
<p>健康保険組合監査報告（通知）書 (別紙様式) 令和〇年〇月〇日 伊藤忠連合健康保険組合 伊藤忠連合健康保険組合理事長 } 殿 監事 選定議員氏名 " 互選議員氏名 令和〇年〇月〇日当組合の本部（〇〇支部）の監査を実施したところ、その結果は、下記のとおりであったので、報告（通知）する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 組合の事業運営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(2) (略)</td> <td>適・否</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 組合原簿等の整備</td> <td>適・否・不該当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2～6 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 準備金及びその他の積立金の管理状況</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 準備金</td> <td>適・否</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 別途積立金</td> <td>適・否・不該当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 退職積立金</td> <td>適・否・不該当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 有価証券（社債等含む）</td> <td>適・否・不該当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 固定資産、備品等の管理状況</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価	摘要	1. 組合の事業運営			(1)～(2) (略)	適・否		(3) 組合原簿等の整備	適・否・不該当		2～6 (略)			7. 準備金及びその他の積立金の管理状況			(1) (略)			(2) 準備金	適・否		(3) 別途積立金	適・否・不該当		(4) 退職積立金	適・否・不該当		(5) 有価証券（社債等含む）	適・否・不該当		8. 固定資産、備品等の管理状況			<p>健康保険組合監査報告（通知）書 (別紙様式) 令和〇年〇月〇日 伊藤忠連合健康保険組合 伊藤忠連合健康保険組合理事長 } 殿 監事 選定議員氏名 " 互選議員氏名 令和〇年〇月〇日当組合の本部（〇〇支部）の監査を実施したところ、その結果は、下記のとおりであったので、報告（通知）する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 組合の事業運営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(2) (略)</td> <td>適・否</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 組合原簿等の整備</td> <td>適・否</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2～6 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 準備金及びその他の積立金の管理状況</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 理事会の承認</td> <td>適・否</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 準備金</td> <td>適・否</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 別途積立金</td> <td>適・否・不該当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 退職積立金</td> <td>適・否・不該当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 有価証券（社債等含む）</td> <td>適・否・不該当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 固定資産、備品等の管理状況</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価	摘要	1. 組合の事業運営			(1)～(2) (略)	適・否		(3) 組合原簿等の整備	適・否		2～6 (略)			7. 準備金及びその他の積立金の管理状況			(1) (略)			(2) 理事会の承認	適・否		(3) 準備金	適・否		(4) 別途積立金	適・否・不該当		(5) 退職積立金	適・否・不該当		(6) 有価証券（社債等含む）	適・否・不該当		8. 固定資産、備品等の管理状況		
項目	評価	摘要																																																																										
1. 組合の事業運営																																																																												
(1)～(2) (略)	適・否																																																																											
(3) 組合原簿等の整備	適・否・不該当																																																																											
2～6 (略)																																																																												
7. 準備金及びその他の積立金の管理状況																																																																												
(1) (略)																																																																												
(2) 準備金	適・否																																																																											
(3) 別途積立金	適・否・不該当																																																																											
(4) 退職積立金	適・否・不該当																																																																											
(5) 有価証券（社債等含む）	適・否・不該当																																																																											
8. 固定資産、備品等の管理状況																																																																												
項目	評価	摘要																																																																										
1. 組合の事業運営																																																																												
(1)～(2) (略)	適・否																																																																											
(3) 組合原簿等の整備	適・否																																																																											
2～6 (略)																																																																												
7. 準備金及びその他の積立金の管理状況																																																																												
(1) (略)																																																																												
(2) 理事会の承認	適・否																																																																											
(3) 準備金	適・否																																																																											
(4) 別途積立金	適・否・不該当																																																																											
(5) 退職積立金	適・否・不該当																																																																											
(6) 有価証券（社債等含む）	適・否・不該当																																																																											
8. 固定資産、備品等の管理状況																																																																												

(1) 資産の再評価	適・否・不該当		(1) 台帳の整備状況	適・否	
(2) 不用財産等処分	適・否・不該当		(2) 資産の再評価	適・否・不該当	
(3) 固定資産の減価償却	適・否・不該当		(3) 不用財産等処分	適・否・不該当	
9～10 (略)			(4) 固定資産の減価償却	適・否・不該当	
11. 会計帳簿の整備状況			9～10 (略)		
(1) 会計帳簿の整備状況	適・否		11. 会計帳簿の備え付けの状況		
12～14 (略)			(1) 会計帳簿の備え付けの状況	適・否	
15. 保健事業に関すること			12～14 (略)		
(1) 健康管理事業推進委員会の状況	適・否		15. 保健事業に関すること		
(2) (略)			(1) 健康管理事業推進委員会の状況	適・否・不該当	
(3) 健康管理委員の委嘱の状況	適・否		(2) (略)		
(4)～(12) (略)			(3) 健康管理委員の委嘱の状況	適・否・不該当	
16～17 (略)			(4)～(12) (略)		
18. 個人情報に関すること			16～17 (略)		
(1) (略)			18. 個人情報に関すること		
(2) 不適正な利用の禁止	適・否		(1) (略)		
(3)～(15) (略)			(2) 不適切な利用の禁止	適・否	
19 (略)			(3)～(15) (略)		
			19 (略)		

2. 組合会議員選挙執行規程

新旧対照表	
新	旧
<p>(選挙人名簿の調製)</p> <p>第4条 理事長は選挙人名簿を選挙期日前14日現在において、被保険者の名簿により調製しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には被保険者の名簿をもってこれに替えることができる。</p> <p>2 選挙人名簿には選挙人の氏名、生年月日、被保険者等記号・番号及び性別を記載しなければならない。</p> <p>3 第1項の選挙人名簿を調製した日から選挙日の前日までに選挙人に異動を生じたときは、理事長は直ちに選挙人名簿を修正しなければならない。</p> <p>(選挙人名簿の様式)</p> <p>第5条 選挙人名簿は、別記第1号様式により調製しなければならない。</p> <p>(選挙人名簿の送付)</p> <p>第6条 理事長は投票の期日の前日までに、選挙人名簿を選挙長又はその投票管理者に送付しなければならない。</p> <p>(立候補の届出等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 選挙長は、第1項の届出を受理しようとする場合においては、その者の被選挙権の有無を確認し、その旨を理事長に報告しなければならない。</p> <p>(立候補の届出書等)</p> <p>第9条 前2条の立候補の届出は、立候補届出書(別記第2号様式)により行なわなければならない。</p> <p>2 前条第2項の立候補辞退の届出は、立候補辞退届出書(別記第3号様式)により行なわなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(立候補の公告等)</p> <p>第10条 前条の通知を受けたとき又は議員候補者の死亡を知ったときは、理事長は直ちにその旨を公告しなければならない。</p>	<p>(選挙人名簿の調整)</p> <p>第4条 理事長は選挙人名簿を選挙期日前14日現在において、被保険者の名簿により調整しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には被保険者の名簿をもってこれに替えることができる。</p> <p>2 選挙人名簿には選挙人の氏名、生年月日、被保険者証の記号番号及び性別を記載しなければならない。</p> <p>3 第1項の選挙人名簿を調整した日から選挙日の前日までに選挙人に異動を生じたときは、理事長は直ちに選挙人名簿を修正しなければならない。</p> <p>(選挙人名簿の様式)</p> <p>第5条 選挙人名簿は、別記第1号様式により調整しなければならない。</p> <p>(選挙人名簿の送付)</p> <p>第6条 理事長は投票の期日の前日までに、選挙人名簿を選挙長又はその投票管理者に送付しなければならない。</p> <p>(立候補の届出等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 選挙長は、第1項の届出を受理しようとする場合においてはその者の被選挙権の有無を確認し、その旨を理事長に報告しなければならない。</p> <p>(立候補の届出書等)</p> <p>第9条 第7条第1項の立候補の届出は、立候補届出書(別記第2号様式)により行なわなければならない。</p> <p>2 前条第1項の立候補辞退の届出は、立候補辞退届出書(別記第3号様式)により行なわなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(立候補の公告等)</p> <p>第10条 前項の通知を受けたとき又は議員候補者の死亡を知ったときは、理事長は直ちにその旨を公告しなければならない。</p>

(投票立会人)

第 12 条 選挙長又は投票管理者は、投票所に選挙人(議員候補者を除く)の中から、本人の承諾を得て 2 人の投票立会人を選任し、その選挙の期日前 3 日までに本人に通知しなければならない。

2 略

(投票所等の公告の失効)

第 14 条 天災地変、その他やむを得ない事由により選挙を行なうことができない場合においては、前 1 条の公告はその効力を失う。

(郵便による投票)

第 19 条 略

2 郵便による投票に用いる投票用封筒は、別記第 5 号様式により調整しなければならない。

(投票記載の場所の設備)

第 20 条 略

(投票箱に何も入っていないことの確認)

第 22 条 略

(投票用紙の交付及び様式)

第 23 条 略

2 投票用紙は、別記第 4 号様式により調整しなければならない。

(選挙人の確認及び宣言)

第 24 条 選挙長又は投票管理者は、選挙人が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人である旨を投票立会人の面前において宣言させなければならない。

2 略

(選出せしめた者の投票)

第 27 条 第 33 条の規定により投票所外に退出せしめられた者は最後になって投票することができる。

ただし、選挙長又は投票管理者は、投票所の秩序をみだすおそれがないと認める場合においては、投票をさせることができる。

(投票箱の閉鎖)

第 29 条 略

2 略

3 略

4 第 1 項の規定によって投票箱を閉鎖すべき場合においては、選挙長または投票管理者は、投票箱のふたを閉じ、錠をかけた上、錠のうちその 1 つの錠は、選挙長又は投票管理者が保管し、他の錠は投票立会人が保管しなければならない。

(投票箱の送致)

第 30 条 投票管理者は、投票立会人とともに、投票の当日、その投票箱、投票録及び選挙人名簿を選挙長に送致しなければならない。

(投票録の様式)

第 34 条 投票録は、別記第 6 号様式により調整しなければならない。

(開票日)

第 35 条 開票は、投票の当日又はその翌日すべての投票箱の送致を受けた日に行なう。

(選挙立会人)

第 37 条 略

2 選挙立会人で参会する者が選挙会場を開くべき時刻になっても 2 人に達しないとき、又は

(選挙立会人)

第 12 条 選挙長又は投票管理者は、投票所に選挙人(議員候補者を除く)の中から、本人の承諾を得て 2 人の投票立会人を選任し、その選挙の期日前 3 日までに本人に通知しなければならない。

2 略

(投票所等の公告の失効)

第 14 条 天災地変、その他やむを得ない事由により選挙を行なうことができない場合においては、第 13 条 3 項の公告はその効力を失う。

(郵便による投票)

第 19 条 略

2 郵便による投票に用いる投票用封筒は、別記第 5 号様式により調整しなければならない。

(投票記載の場所の変更)

第 20 条 略

(投票箱に何も入っていないことの確認)

第 22 条 略

(投票用紙の交付及び様式)

第 23 条 略

2 投票用紙は、別記第 4 号様式により調整しなければならない。

(選挙人の確認及び宣言)

第 24 条 選挙長又は投票管理者は、選挙人が本人であろうかどうかを確認することができないときは、その本人である旨を投票立会人の面前において宣言させなければならない。

2 略

(選出せしめた者の投票)

第 27 条 第 33 条の規定により投票所外に退出せしめられた者は最後になって投票することができる。

ただし、選挙長又は投票管理者は、投票所の秩序をみだす虞がないと認める場合においては、投票をさせることができる。

(投票箱の閉鎖)

第 29 条 略

2 略

3 略

4 第 1 項の規定によって投票箱を閉鎖すべき場合においては、選挙長または投票管理者は、投票箱のふたを閉じ、錠のうちその 1 つの錠は、選挙長又は投票管理者が保管し、他の錠は投票立会人が保管しなければならない。

(投票箱の送致)

第 30 条 投票管理者は、投票立会人とともに、投票箱、投票録及び選挙人名簿を選挙長に送致しなければならない。

(投票録の様式)

第 34 条 投票録は、別記第 6 号様式により調整しなければならない。

(開票日)

第 35 条 開票は、投票の当日又はその翌日すべての投票箱の送付を受けて行う。

(選挙立会人)

第 37 条 略

2 選挙立会人で参会する者が選挙会場を開くべき時刻になっても 2 人に達しないとき、又は

<p>その後 2 人に達しなくなったときは、選挙長は選挙人名簿に登録された者の中から 2 人に達するまでの選挙立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し選挙に立ち合わせなければならない。</p> <p>(開票及び選挙会の開催場所及び日時)</p> <p>第 38 条 略</p> <p>2 理事長は、あらかじめ開票及び選挙会の場所及び日時をそれぞれ<u>公告</u>しなければならない。</p> <p>(投票の点検)</p> <p>第 40 条 選挙長は、前条の規定による投票を点検する場合において、選挙立会人とともに、投票の総数を計算して、投票した選挙人の総数と比較しなければならない。</p> <p>(無効投票)</p> <p>第 42 条 次の投票は無効とする。<u>ただし、第 2 号については、選挙が議員の任期の満了前に行なわれる場合においては、有効とする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 現に組合会の議員の職にある者の氏名を記載したもの。</p> <p>(3)～(9)略</p> <p>(得票数の朗読)</p> <p>第 45 条 選挙長は、前条の計算が終わったときは、各議員候補者の得票数を朗読しなければならない。</p> <p>(選挙会場の取締まり)</p> <p>第 47 条 略</p> <p>(選挙録その他の関係書類の保存)</p> <p>第 48 条 選挙長は、選挙事務が終わったときは、投票の有効無効を区別して、それぞれ別の封筒に入れ、投票立会人とともに<u>封印</u>をし、投票録及び選挙録並びに選挙人に関する書類と合わせて、理事長に<u>送致</u>しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の選挙録その他の関係書類は、事務所において、当該選挙にかかる議員の任期間保存しなければならない。</u></p> <p>(繰上当選)</p> <p>第 51 条 <u>当選者が当選を辞した</u>とき、選挙の期日後において被選挙権がなくなったとき又は死亡者であったときは、直ちに選挙会を開き、規約第 11 条第 1 項ただし書の得票者で当選人とならなかった者の中から当選人を定めなければならない。</p> <p>(無投票当選)</p> <p>第 52 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 項の場合において、選挙長は、議員候補者を当選人と定めなければならない。</p> <p>(当選人がない場合の報告及び公告)</p> <p>第 54 条 略</p> <p>2 前項の報告があったときは、<u>理事長は、直ちにその旨を公告</u>しなければならない。</p> <p>(再選挙)</p> <p>第 55 条 選挙すべき議員の数に足る当選人を得ることができなかった場合においては、理事会は、当該選挙の日から<u>1 月以内</u>に選挙期日</p>	<p>その後 2 人に達しなくなったときは、選挙長は<u>その投票区における</u>選挙人名簿に登録された者の中から 2 人に達するまでの選挙立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し選挙に立ち合わせなければならない。</p> <p>(開票及び選挙会の開催場所及び日時)</p> <p>第 38 条 略</p> <p>2 理事長は、あらかじめ開票及び選挙会の場所及び日時をそれぞれ<u>公示</u>しなければならない。</p> <p>(投票の点検)</p> <p>第 40 条 選挙長は、前条の規程による投票を点検する場合においては、選挙立会人とともに投票の総数を計算して、投票した選挙人の総数と比較しなければならない。</p> <p>(無効投票)</p> <p>第 42 条 次の投票は無効とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 現に組合会の議員の職にある者の氏名を記載したもの。</p> <p>(3)～(9)略</p> <p>(得票数の朗読)</p> <p>第 45 条 選挙長は、前条の計算が終わったときは、各議員候補者の得票数を朗読しなければならない。</p> <p>(選挙会場の取り締まり)</p> <p>第 47 条 略</p> <p>(選挙録その他の関係書類の保存)</p> <p>第 48 条 選挙長は、選挙事務が終わったときは、投票の有効無効を区別して、それぞれ別の封筒に入れ、<u>選挙立会人とともに封印</u>し、投票録及び選挙録並びに選挙人に関する書類と合わせて、理事長に<u>送付</u>しなければならない。</p> <p>(繰上当選)</p> <p>第 51 条 <u>当選人が当選した</u>とき、選挙の期日後において被選挙権がなくなったとき又は死亡者であったときは、直ちに選挙会を開き、規約第 11 条第 1 項ただし書の得票者で当選人とならなかった者の中から当選人を定めなければならない。</p> <p>(無投票当選)</p> <p>第 52 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 項の場合において、選挙長は、<u>選挙の期日から 3 日以内に選挙会を開いて</u>議員候補者を当選人と定めなければならない。</p> <p>(当選人がない場合の報告及び公告)</p> <p>第 54 条 略</p> <p>2 前項の報告があったときは、<u>理事長は直ちに、その旨を公告</u>しなければならない。</p> <p>(再選挙)</p> <p>第 55 条 選挙すべき議員の数に足る当選人を得ることができなかった場合においては、理事会は、当該選挙の日から<u>14 日以内</u>に選挙期日</p>
---	---

3.個人情報保護管理規程及び別表 1・2

新旧対照表	
新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号。以下「法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。),「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日保発第0414号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイダンス」という。),「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(以下「特定個人情報ガイドライン」という。),「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成14年12月25日保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知。)に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、伊藤忠連合健康保険組合(以下「組合」という。)が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等(以下「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 本規程で用いる用語の定義は、本規程で定めがない限り、法及び番号法で定めるところによる。</p> <p>2 ～ 3 (略)</p> <p>(個人情報の利用目的の特定と公表等)</p> <p>第3条 組合が取得する個人情報の利用目的は、<u>原則としてあらかじめ組合のホームページ等で公表し、あらかじめ公表していない利用目的で個人情報を取得したときは、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は組合のホームページ等で公表することとする。</u></p> <p>2 個人情報の利用目的の変更は、<u>前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うこととし、利用目的を変更したときは、変更された利用目的について、本人に通知し、又は組合のホームページ等で公表することとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号。以下「法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。),「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日保発第0414号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイダンス」という。),「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(以下「特定個人情報ガイドライン」という。),「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成14年12月25日保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知。<u>以下「保険課長通知」という。</u>)に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、伊藤忠連合健康保険組合(以下「組合」という。)<u>における被保険者及びその被扶養者(以下「被保険者等」という。)</u>等、組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等(以下「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。</p> <p>(個人情報の定義)</p> <p>第2条 本規程による個人情報とは、<u>法第2条第1項に定める特定の個人を識別することができるものをいい、紙に記載されたものであるか、写真・映像や音声であるか、電子計算機・光学式情報処理装置等のシステムにより処理されているかは問わない。また、この組合における個人情報は原則として別表1に掲げるものとする。</u></p> <p>2 本規程による特定個人情報とは、<u>番号法第2条第8項に定める個人番号をその内容に含む個人情報をいう。</u></p> <p>3 本規程による要配慮個人情報とは、<u>法第2条第3項に定める取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p> <p>4 ～ 5 (略)</p> <p>(個人情報の利用目的の特定と公表等)</p> <p>第3条 <u>個人情報を取り扱うに当たって、その利用目的を別表2においてできる限り特定し、被保険者等本人にわかりやすい形で通知し、またはホームページ、組合・事業所掲示板への掲示、広報紙等で公表する。また、新たに個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を被保険者等本人に通知し、または前記手段等を用いて公表する。</u></p> <p>2 組合は、<u>法第18条第3項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。</u></p> <p>3 第1項の場合において、特定個人情報の利用</p>

<p>(個人データの第三者への提供)</p> <p>第4条 法第27条第1項各号に定める場合を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、<u>個人データを第三者に提供してはならない</u>。ただし、同条第5項各号に定める場合において、<u>個人データの提供を受ける者は第三者に該当しないものとする</u>。</p> <p>2 当該<u>個人データ</u>が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。</p> <p>3 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、<u>個人データ</u>を第三者(法第16条第2項各号に掲げる者を除く。次項において同じ。)に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに、<u>個人データ</u>を提供した日から3年間保存しなければならない。</p> <p>4 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、第三者から<u>個人データ</u>の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに<u>個人データ</u>の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。</p> <p>(個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理担当者の責務等)</p> <p>第7条 個人情報取扱責任者は、常務理事が就任するものとし、個人情報保護の徹底が図られるよう、各種安全対策の実施、組合の役職員等に対する教育訓練、外部委託業者の監督、<u>保有個人データの開示請求や苦情処理等を適切に行うなど個人情報保護に関して必要な措置の全般を管理し、理事長など役員とともに、その責任を負うものとする</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第8条 役職員及び組合会議員は、<u>業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない</u>。その職務を退いた後においても同様とする。</p> <p>(安全管理措置)</p> <p>第9条 <u>個人データ</u>の保管場所については常時施錠し、その鍵の管理は、個人情報取扱責任者が行うものとする。また、個人情報取扱責任者は第7条に定める安全対策として、<u>個人データの整理及び保管状況を把握するとともに、電子計算機及び番号法第2条第1項第14号に定める情報提供ネットワークシステムへの接続環境の管理を適正に実施するものとする</u>。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>個人データ</u>への不当なアクセス並びに故意又は過失による虚偽入力、書換え及び消去を防止するため必要な事項に関しては、理事会において別に定める。</p>	<p><u>目的は、番号法第9条に定める利用範囲において特定しなければならない</u>。</p> <p><u>4 第2項にかかわらず、特定個人情報については本人の同意有無にかかわらず、番号法第9条に定める範囲において特定した利用目的を超えて、取扱ってはならない</u>。</p> <p>(個人情報の第三者への提供)</p> <p>第4条 法第27条第1項各号に定める場合を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、<u>個人情報</u>を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める場合において、<u>個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする</u>。</p> <p>2 当該<u>個人情報</u>が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。</p> <p>3 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、<u>個人情報</u>を第三者(法第16条第2項各号に掲げる者を除く。次項において同じ。)に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに<u>当該記録</u>を提供した日から3年間保存しなければならない。</p> <p>4 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、第三者から<u>個人情報</u>の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに<u>当該記録</u>の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。</p> <p>(個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理担当者の責務等)</p> <p>第7条 個人情報取扱責任者は、常務理事が就任するものとし、個人情報保護の徹底が図られるよう、各種安全対策の実施、組合の役職員等に対する教育訓練、外部委託業者の監督、<u>個人情報に関する開示請求や苦情処理等を適切に行うなど個人情報保護に関して必要な措置の全般を管理し、理事長など役員とともに、その責任を負うものとする</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第8条 役職員及び組合会議員は、<u>被保険者等の個人情報の漏えい等をしてはならない</u>。その職務を退いた後においても同様とする。</p> <p>(個人情報の管理)</p> <p>第9条 <u>被保険者等の個人情報</u>が記載された文書等(帳票、電子データ等全ての記録様式を含む。以下同じ。)の保管場所については常時施錠し、その鍵の管理は、個人情報取扱責任者が行うものとする。また、個人情報取扱責任者は第7条に定める安全対策として、<u>個人情報が記載、記録された文書等</u>について整理及び保管状況を把握するとともに、電子計算機及び番号法第2条第1項第14号に定める情報提供ネットワークシステムへの接続環境の管理を適正に実施するものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>被保険者等の個人情報</u>への不当なアクセス並びに故意又は過失による虚偽入力、書換え及び消去を防止するため必要な事項に関しては、理事会において別に定める。</p>
---	---

<p>(死者に関する情報の管理) 第10条 組合が保有する死者に関する情報は、漏えい等の防止のため、<u>個人データ</u>と同等の安全管理措置を講じる。</p> <p>(個人データの廃棄及び消去) 第11条 <u>個人データを廃棄又は消去するときは、個人情報取扱責任者の指示に従い、個人データ</u>を読取不可能な状態にしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>個人データの廃棄及び消去のため必要な事項</u>に関しては、理事会において別に定める。</p> <p>(委託先の監督) 第13条 <u>個人データに関する業務を委託した場合</u>には、委託業務に用いる個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>(外部委託) 第14条 <u>個人データに関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。</u> (1)法令、関連通知及びガイダンス（当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを含む）を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。 (2) <u>個人データを委託業務以外に利用しないこと。</u> (3) <u>個人データの漏えい等が生じた場合には、契約を解除すること。</u> (4) <u>個人データの漏えい等により損害が生じた場合には、損害賠償を行うこと。</u> (5)組合の個人情報取扱責任者は、随時、委託契約に関する調査を行い、説明を求め及び報告を徴することができること。 (6)個人情報取扱責任者から問題が指摘された場合には、速やかに必要な措置を行うこと。 (7)組合との直接の契約関係（<u>組合が再委託について許諾している場合を含む。</u>）を伴わない再委託を行わないこと。</p> <p>(保有個人データの開示) 第15条 組合が保有する診療報酬明細書、調剤報酬明細書、及び訪問看護療養費明細書（以下「レセプト」という。）の開示に当たっては、「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」（平成1</p>	<p>(死者に関する情報の管理) 第10条 組合が死者に関する情報を保存している場合には、<u>組合は漏えい等の防止のため、個人情報</u>と同等の安全管理措置を講じる。</p> <p>(個人情報の廃棄及び消去) 第11条 被保険者等の個人情報が記載された文書等の廃棄を行う場合は、<u>個人情報取扱責任者の指示に従い、個人情報</u>を読取不可能な状態にしなければならない。 2 <u>電子計算機及び光学式情報処理装置の廃棄又は転売・譲渡等（リースの場合は返却）を行う場合は、個人情報取扱責任者の指示に従い、ハードディスク内のデータを復元不可能な状態にしなければならない。</u> 3 <u>特定個人情報については、必要でなくなった場合かつ所管法令で定める保存期間を経過した場合、前二項に定める方法により、可及的速やかに廃棄又は消去しなければならない。</u> 4 前三項に定めるもののほか、<u>個人情報の廃棄及び消去のため必要な事項</u>に関しては、理事会において別に定める。</p> <p>(委託先の監督) 第13条 <u>組合の被保険者等の個人情報に関する業務を委託した場合</u>には、委託業務に用いる個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>(外部委託) 第14条 <u>個人情報及び特定個人情報に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。</u> (1)法令、関連通知及びガイダンス（当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを含む）を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。 (2)<u>被保険者等の個人情報を、組合の事業目的以外に利用しないこと。</u> (3)<u>被保険者等の個人情報の漏えい等が生じた場合には、契約を解除すること。</u> (4)<u>被保険者等の個人情報の漏えい等により損害が生じた場合には、損害賠償を行うこと。</u> (5)組合の個人情報取扱責任者は、随時、委託契約に関する調査を行い、説明を求め及び報告を徴することができること。 (6)個人情報取扱責任者から問題が指摘された場合には、速やかに必要な措置を行うこと。 (7)組合との直接の契約関係を伴わない再委託を行わないこと。</p> <p>(保有個人データの開示) 第15条 組合が保有する診療報酬明細書、調剤報酬明細書、及び訪問看護療養費明細書（<u>老人医療に係るものを除く。</u>以下「レセプト」という。）の開示に当たっては、「診療報酬明細書等の被保険者</p>
---	--

7年3月31日保発第0331009号厚生労働省保険局保険局長通知)に基づき取扱い、レセプト開示に係る具体的取扱いについては、組合の「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に則り処理を行う。

2 (略)

(保有個人データの訂正及び利用停止等)

第17条 本人から、法第34条第1項に定める訂正等を求められた場合及び法第35条第1項に定める利用停止等を求められた場合は、組合の「保有個人データ(診療報酬明細書等を除く)の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に則り処理を行う。

(個人情報相談窓口の設置)

第18条 個人情報の取扱いに関する相談や苦情(以下「苦情等」という。)の適切な処理を行うため、組合に個人情報相談窓口を設置する。

2 本人から苦情等の申し出があった場合は、苦情等の内容を調査、確認のうえ個人情報取扱責任者に報告しなければならない。

(損害賠償)

第20条 故意又は重大な過失による個人データの漏えい等により、損害を及ぼした者は賠償の責を負う。

(漏えい等の事故にかかる対策)

第22条 (略)

2 漏えい等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドンスⅢ6に定める対応並びに地方厚生(支)局への報告を速やかに実施するものとする。

附 則

この規程の一部改正は、令和6年8月1日から施行する。

様式第1号 (略)

様式第2号 (略)

別表1・2 削除

等への開示について」(平成17年3月31日保発第0331009号厚生労働省保険局保険局長通知)に基づき取扱い、レセプト開示に係る具体的取扱いについては、組合の「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に則り処理を行う。

2 (略)

(保有個人データの訂正及び利用停止等)

第17条 被保険者等本人から、個人データの内容が事実でないという理由によってデータの内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合、若しくは個人データが、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱われる、偽りその他不正の手段により取得される、また特定個人情報番号法において限定的に明記された場合に違反して違法に第三者に提供されるなどの理由によって、データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を求められた場合、組合の「保有個人データ(診療報酬明細書等を除く)の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に則り処理を行う。

(個人情報相談窓口の設置)

第18条 個人情報の取扱いに関する相談や苦情の適切な処理を行うため、組合に個人情報相談窓口を設置する。

2 被保険者等から苦情等の申し出があった場合は、苦情等の内容を調査、確認のうえ個人情報取扱責任者に報告しなければならない。

(損害賠償)

第20条 故意、過失による個人情報の漏えい等により、損害を及ぼした者は賠償の責を負う。

(漏えい等の事故にかかる対策)

第22条 (略)

2 漏えい等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドンスⅢ6に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。この規程の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。(個人情報保護法改正に伴う第3・4・5・22条の訂正)

様式第1号 (略)

様式第2号 (略)

別表1 健康保険組合等が保有する個人情報

別表2 健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的

第 9 条 建議案を提出しようとするときは、5 人以上の賛成者と連署した文書を議長に提出しなければならない。ただし、事項の簡単なものは、議長の許可を受けて議場において、これを述べることができる。

第 10 条 議題となった動議又は建議は、議長の許可を受けなければ、これを撤回することができない。

第 11 条 議題となった動議又は建議で否決されたものは、その会期中は再びこれを提出することができない。

第 3 章 発言及び討論

第 12 条 議長が開議を宣告しない間は、議員は議案について発言することができない。

第 13 条 議員は、発言しようとするときは、起立して議長と呼び、自己の氏名又は席次番号を告げ、議長の許可を受けなければならない。

2 2 人以上同じに発言を求めるときは、議長はその 1 人を指名して発言させなければならない。

3 前項の場合においては、議員の発言の前後について、異議を申し立てることができない。

第 14 条 理事が発言を求めるときは、議長は直ちに許可しなければならない。ただし、このために議員の発言を中止させることはできない。

第 15 条 討論は、議題外にわたってはできない。
2 議員の討論が、冗長にわたり又は不必要の論議と認められるときは、議長はこれを制止することができる。

第 4 章 採 決

第 16 条 否決の動議は、修正動議に先だち採決しなければならない。

第 17 条 修正の動議は、原案に先だち採決しなければならない。

2 同一の議題につき、修正の動議が数件提出されたときは、議長は、原案の趣旨に最も遠いと認めたものから順次採決しなければならない。

第 18 条 否決の動議及び修正の動議がすべて否決されたときは、原案につき採決しなければならない。

第 19 条 議長は、採決をしようとするときは、その議題及び採決すべき旨を会議に宣告しなければならない。

2 前項の宣告をした後は、その議題については、議員は発言をすることができない。

第 20 条 会議に列席する議員は、採決すべき議題につき、可否を表明しなければならない。

第 21 条 表決の方法は、挙手による。ただし、議長の意見により他の方法を用いることができる。

第 22 条 議長は、表決の結果を宣告しなければならない。

第 5 章 秩 序

第 23 条 議員は、招集に応ずることができず又は招集に応じたが、会議に出席することができないときは、定刻前にその事由を書面で議長に届出なければならない。

第 24 条 議員は、会議中私語その他議事を妨げる

第 13 条 建議案を提出しようとするときは、5 人以上の賛成者と連署した文書を議長に提出しなければならない。ただし事項の簡単なものは議長の許可を受けて議場においてこれを述べるができる。

第 14 条 議題となった動議又は建議は議長の許可を受けなくては、これを撤回することができない。

第 15 条 動議又は建議で否決されたものは、その会期中は、再びこれを提出することはできない。

第 4 章 発言及び討論

第 16 条 議長において開議を宣告しない間、議案について議員は発言する事はできない。

第 17 条 議員は発言しようとするときは、起立して議長と呼び自己の氏名又は席次番号を告げ議長の許可を受けなければならない。2 人以上同時に発言を求めるときは、その 1 人を指して発言させなくてはならない。この場合においては、議員の発言の前後に付、異議を申し立てることはできない。

第 18 条 理事が発言を求めるときは、議長は直ちに許可しなければならない。ただし、このために議員の発言を中止せしむる事はできない。

第 19 条 討議は議題外に涉ってはできない。議員の討議が冗長に涉り又は不必要の議論と認められるときは、議長はこれを制止することができる。

第 20 条 討論が未だ終わらなくとも、議長において最早論旨が尽きたと認めたときは、討論の終局を宣言する事ができる。

第 5 章 採決

第 21 条 否決の動議は修正動議に先だち採決しなければならない。

第 22 条 修正の動議は原案に先だち採決しなければならない。同一の議題に付修正の動議が数個提出されたときは、議長において原案の趣旨に最も遠いと認めたものから、順次採決しなければならない。

第 23 条 否決の動議及び修正の動議が総て否決されたときは、原案につき採決しなければならない。

第 24 条 議長において採決しようとするときは、その議題及び採決すべき旨を会議に宣告しなければならない。この宣告をなした後はその議題については、議員は発言する事はできない。

第 25 条 会議に列席する議員は、採決すべき議題につき可否を表明しなければならない。

第 26 条 表決の方法は 起立 挙手 (平成 24 年 4 月 1 日から施行する) による。ただし議長の意見により他の方法を用いてもよい。

第 27 条 議長は表決の結果を宣言しなければならない。

第 6 章 秩序

第 28 条 召集に応ずることができず又は召集に応じたが、会場に出席することができないときは、議員は定刻前にその事由を書面で議長に届出なければならない。

第 29 条 議員は会議中私言その他議事を妨げる言

<p>言動をしてはならない。</p> <p>第 25 条 議員は、会議中無礼な語を用いたり又は他人の一身上にわたる討論をしてはならない。</p> <p>第 26 条 会議中、この規則に違反し、その他議場の秩序をみだす議員があるときは、議長はこれを制止し、命に従わないときは、当日の会議の終わるまで発言を禁止し又は議場外に退去を命ずることができる。</p> <p>第 27 条 議場が喧騒となり、整理しがたいときは、議長は当日の会議を中止し又はこれを閉じることができる。</p> <p>第 6 章 傍 聴</p> <p>第 28 条 組合会の会議を傍聴しようとする者は、身分証を受付係に提示して入場しなければならない。</p> <p>第 29 条 傍聴人は、静粛を旨とし、会議の言論に対して公然と可否を表明したり又は談話をしたり若しくは喧騒にわたり、その他会議の妨害となるような行為をしてはならない。</p> <p>2 前項の規定に違反する傍聴人があるときは、議長はこれを制止し、命に従わないときは、退場させることができる。</p> <p>第 30 条 議長より傍聴禁止の宣告があったときは、傍聴人は直ちに退場しなければならない。</p> <p>第 31 条 傍聴人は、前 2 条に定めたもののほか、すべて議長その他係員の指揮にしたがわなければならない。</p> <p>附 則 この規則は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。</p>	<p>動をしてはならない。</p> <p>第 30 条 議員は会議中無礼の語を用いたり、又他人の一身上に渉り討論をしてはならない。</p> <p>第 31 条 会議中この規則に違反し、その他議場の秩序を紊す議員があるときは、議長はこれを制止し、命に従わないときは、当日の会議の終わる迄発言を禁止し、又は議場外に退去を命ずることができる。</p> <p>第 32 条 議場が喧騒となり、整理困難なときは、議長は当日の会議を中止し、又はこれを閉じることができる。</p> <p>第 7 章 傍聴</p> <p>第 33 条 組合会の会議を傍聴しようとする者は、被保険者証又は組合員と認めるに足る証拠物を受付係に提出した上入場しなければならない。ただし被保険者証又は組合員と認めるに足る証拠物を所持していない場合は、その旨受付係に申し出て承諾を受けて入場することができる。</p> <p>第 34 条 傍聴人は静粛を旨とし、会議の言論に対して公然と可否を表明したり又は談話をしたり、若しくは、喧騒に渉り、その他会議の妨害となるような行為をしてはいけない。前項に違反する傍聴人があるときは、議長はこれを制止し、命に従わないときは退去させることができる。</p> <p>第 35 条 議長より傍聴禁止の宣告があったときは、傍聴人は直ちに退場しなければならない。</p> <p>第 36 条 傍聴人は前条に定めるものの外すべて議長その他係員の命に従わなければならない。</p> <p>附則 この規則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p>
---	--

以上